



島根県報

平成20年6月6日(金)
号外第84号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(建築住宅課)

公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第53号)

1 規則の概要

県営住宅の入居者募集方法の改正に伴い、入居の申込みに係る様式を改めることとした。(様式第1号その1・様式第1号その2関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第53号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則(昭和37年島根県規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第1号その1及びその2を次のように改める。

様式第1号その1(第2条関係)

表面
県営住宅入居申込書

島根県知事様
申込者本人を含め下表記載の入居しようとする親族全員が自ら居住するため、募集案内の条件を承知の上、関係書類を添付して入居を申し込みます。
入居資格の確認のため、必要に応じて関係部署(警察等の公的機関)に照会することについて同意します。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居資格が証明できないときは、入居の決定を取り消されても異議を申し立てません。
年月日 〒
現住所
申込者氏名
電話番号

申込者は、次の事項について確認し、該当すれば にレ印を付けてください。

同居親族がいます。

単身で入居を申し込みます。次の事項に該当します。

- 60歳以上(又は昭和31年4月1日以前生)・身体障害者・精神障害者・知的障害者・戦傷病者・その他()

申込者及び同居親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

【優遇の審査】次の事項に該当する場合は、 にレ印を付けてください。審査の上、当選率を優遇します。

高齢者世帯

身体障害者、精神障害者又は知的障害者を含む世帯

ひとり親世帯

生活保護世帯

DV被害者(裁判所の保護命令書の写し又は島根県女性相談センター所長等の証明が必要)

Table with columns for family members: フリガナ, 氏名, 続柄, 生年月日, 年齢, 勤務先(名称, 所在地・電話番号), 所得年額(円), 控除額(万円) including 同居, 別居扶養, 老扶老配, 特定扶養, 障害特別, 障害普通, 寡夫寡婦. Includes a summary row for total income and deductions.

太枠内には記載しないでください。

現在の住居の状況
種別 1 持家 2 公営住宅 3 公社・公団住宅 4 社宅・寮 5 民間借家 6 間借 7 その他()
家賃月額 円 部屋数・間取り 居住年数 年
入居申込理由(住宅を必要とする理由を具体的に記入してください。)

備考 記載上の注意事項、当選率を優遇する世帯の要件及び申込みに必要な書類については、裏面をよく読んでください。

入居資格の有無 有 ・ 無

太枠内には記載しないでください。

裏 面

申 込 書 記 載 上 の 注 意

- 1 申込書は、ペン又はボールペンで記入してください。
- 2 申込者は、原則として世帯主とします。
- 3 過去 1 年間の収入を証するものとして、申込先に備付けの「所得等証明願」に市町村長の証明を受け添付してください。
 なお、1 月～ 5 月に申込みをされる方は、前々年分の所得証明書及び前年分の源泉徴収票又は確定申告書の写しを添付してください。
- 4 入居される方全員について収入を証する書類を添付してください（未成年で未就労の者を除きます。）。
- 5 就職後 1 年未満の方又は年の途中で勤務先を変更した方は、前職を離職したことが分かるもの及び就職した日から申込みの日までの月収を記載した勤務先の「給与支払証明書」を添付してください。
- 6 申込みの日において無職である方は、それを証するものとして退職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し等を添付してください。
- 7 婚約者は、申込先に備付けの「婚約証明書」を添付してください。
- 8 申込書には入居しようとする者全員の住民票を添付してください。別居の扶養親族がある場合は、その者の住民票も添付してください。
- 9 申込者が障害者である場合又は同居親族若しくは扶養親族に障害者がある場合は、それを証するものとして、障害者手帳の写し等を添付してください。

当選率を優遇する入居対象者の要件及び証明書類

世帯区分	要 件	証明書類
高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯 ア 夫婦のみの高齢者世帯（夫婦の一方が60歳以上であること。） イ 60歳以上の高齢者のみからなる世帯（単身含む。） ウ 60歳以上の高齢者と18歳未満の児童からなる世帯	特になし
障害者世帯	次のいずれかを所持する方を含む世帯（単身含む。） ア 身体障害者手帳 1 級～ 4 級 イ 精神障害者保健福祉手帳 1 級～ 3 級 ウ 療育手帳 A 又は B	手帳の写し
ひとり親世帯	次のいずれにも該当する世帯 ア 申込者が「配偶者（内縁、婚約者を含む。）のいない者」又は「児童扶養手当受給者」であること。 イ 20歳未満の子供を扶養していること。	戸籍謄本若しくは抄本 又は児童扶養手当証書の写し
生活保護世帯	生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者（単身含む。）	福祉事務所長の証明
D V 被害者	次のいずれかに該当する方 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 項の規定による一時保護（一時保護委託を含む。）を受けている者 イ 配偶者からの暴力のため母子生活支援施設に入所している者 ウ アの一時保護（一時保護委託を含む。）が終了した日又はイの施設を退所した日から起算して 5 年を経過していない者 エ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの	ア～ウに該当する場合は、女性相談センター所長又は母子生活支援施設長の証明 エに該当する場合は、裁判所の保護命令書の写し

様式第1号その2(第2条関係)

表 面

郵便はがき

さ っ 切
い て 手
。 く を
だ は

郡 市

村 町

(
管
理
事
務
所
)

様

番地

裏 面

希望住宅	受付番号	抽せん番号

県営住宅入居申込みについて（通知）

さきに申込みをされました標記のことについて、調査の結果下記のとおり決定しましたから通知します（当該事項の番号を で囲んだものがあなたに該当する事項です。 ）。

記

- 書類審査の結果入居資格があると認められ、次により抽せん（説明会）を行いますからおいでください。抽せん会にはこのハガキを御持参ください。

抽せん（説明会）日時 年 月 日 時
場所



- 入居資格がありません。

理由

- 抽せんに参加できません。

理由

年 月 日

（管理事務所）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。